

## 新旧対比表 金利特約付き外貨定期預金規定

| 条番号                         | 現行                          | 変更後  |
|-----------------------------|-----------------------------|--|
| 第 14 条（解約後における預金口座の取り扱い）    | （新設）                        | <b>第 14 条（解約後における預金口座の取り扱い）</b><br>この預金の解約後、預金口座残高がない場合、この預金のために開設した預金口座は解約され、使用できません。 |
| 第 15 条（保険事故発生時における預金者からの相殺） | 第 14 条（保険事故発生時における預金者からの相殺） | <b>第 15 条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</b><br>（以下、変更なし）  |
| 第 16 条（準拠法令、合意管轄）           | 第 15 条（準拠法令、合意管轄）           | <b>第 16 条（準拠法令、合意管轄）</b><br>（以下、変更なし）  |
| 第 17 条（規定の変更）               | 第 16 条（規定の変更）               | <b>第 17 条（規定の変更）</b><br>（以下、変更なし）  |
|                             | （2021 年 1 月 17 日現在）         | （2026 年 2 月 16 日現在）  |